

第1 監査の対象 福祉部（福祉総務課，介護保険課，高齢者支援課，障がい福祉課及び生活援護課）及び保健医療部（保健医療総務課，保険年金課，健康増進課，地域保健課，保健予防課，生活衛生課及び衛生検査課）並びに社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会，社会福祉法人光友会及び公益財団法人藤沢市保健医療財団に係る平成27年度（2015年11月末日現在）所管業務

第2 監査の実施日 2016年3月29日（火）

第3 監査を実施した委員

監査委員	青	柳	義	朗	
同		中	川	隆	
同		柳	田	秀	憲
同		栗	原	義	夫

第4 監査の結果

1 福祉総務課

(1) 委託料の執行は適正か

11月末日現在における委託料の執行状況は，藤沢市保健福祉総合システム開発業務ほか20件で，契約金額 414,952,264円（単価契約分を除く），支出済額 60,055,364円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，16件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，業務を委託することが不適切なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(2) 補助金の執行は適正か

11月末日現在における補助金の執行状況は，藤沢市社会福祉協議会補助金ほか6件で，交付決定額 199,858,996円，支出済額 137,825,000円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，補助金交付申請書，同決定通知書（写），支出命令等を調査した結果，補助金額の算定に誤りがあるものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

2 介護保険課

(1) 現金の取扱いは適切か

この課での取扱現金について2月23日に納付書兼納入済通知書等と照合して実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 介護保険料の収入は適正か

1 1月末日現在における介護保険料の収入状況は、調定額 5,919,724,685円、収入済額 3,732,096,006円、収入未済額 2,187,628,679円となっている。

ア 調定額について

調定手続が「藤沢市介護保険条例」，「藤沢市財務規則」等（以下「条例等」という。）に基づき適正に執行されているかどうかについて，1月2日付け資格異動分の25件について資格異動届を調査するとともに，介護保険被保険者台帳（端末）を抽出して調査した結果，適正なものと認められた。

イ 収入状況について

収入手続が条例等に基づき適正に執行されているかどうかについて，1月2日振替分の納入済通知書232件を調査するとともに，日報書，収入済通知書等と照合して調査した結果，適正なものと認められた。

なお，収入未済額については平成26年度決算審査においても負担公平の原則からその縮減に向けて要望しているところであるが，引き続き努力をされたい。

ウ 還付について

被保険者の市外への転出，所得更正等により保険料の過納又は誤納が生じた場合に，当該保険料を還付している。

1 1月末日現在における還付の状況は，還付対象額 25,963,500円，還付済額 23,434,780円，未還付額 7,256,280円となっている。

これらが条例等に基づき適正に執行されているかどうかについて，介護保険過誤納額還付請求書，過誤納還付対象者リスト，介護保険料過誤納金還付（充当）決議書及び支出命令（端末）を調査するとともに，6月10日付け還付請求書発送リスト（対象件数295件）及び8月5日付け還付請求書発送リスト（対象件数319件）から抽出して被保険者台帳（端末），介護保険料過誤納金還付（充当）決議書，支出命令等を調査した結果，適正に処理されているものと認められた。

3 高齢者支援課

(1) 老人措置費自己負担金の収入は適正か

ア 老人措置費自己負担金の賦課について

老人措置費自己負担金は，養護老人ホームに入所した被措置者及び主たる扶養義務者から，その措置に要する費用を徴収するもので，被措置者の収入，主たる扶養義務者の税額等に応じて賦課される。

これが「藤沢市老人福祉に関する規則」等に基づき適正に賦課されているかどうかについて

て、平成27年度の新たな入所者17件の老人福祉措置申出書（兼台帳）、老人福祉措置費用徴収額決定通知書、収入資料等を調査した結果、適正に賦課されているものと認められた。

イ 収入事務について

1 1月末日現在における老人措置費自己負担金の収入状況は、調定額37,883,841円、収入済額31,104,897円、収入未済額6,778,944円となっている。

これらが「藤沢市財務規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、歳入執行状況、収納金通知書、納付済通知書等を調査した結果、収入済額は適正なものとして認められた。

(2) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市包括的支援事業業務ほか25件で、契約金額778,856,710円（単価契約分を除く。）、支出済額609,160,548円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、17件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、仕様書、業務委託部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

(3) 補助金の執行は適正か

1 1月末日現在における補助金の執行状況は、藤沢市シルバー人材センター補助金ほか5件で、交付決定額56,911,900円、支出済額42,317,900円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、補助金交付申請書、同決定通知書（写）、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものとして認められた。

(4) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

1 1月末日現在におけるこの課が管理する施設は、老人福祉センターやすらぎ荘ほか9施設となっている。

これらの施設の維持管理状況について、公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は、次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

施設の公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

2月12日に養護老人ホームを除く施設について現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(ア) 目的外使用許可

1 1月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、老人福祉センターやすら

ぎ荘における食堂・売店ほか 33件となっている。

これらの使用許可が「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書等を調査した結果，使用料が過少に積算されているものがあったので，今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

(イ) 普通財産の貸付け

1 1月末日現在における普通財産の貸付けの状況は，社会福祉法人湘南広域社会福祉協会への 1件となっている。

これが「藤沢市公有財産の交換等に関する条例」，「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，土地使用貸借契約書等を調査した結果，適切なものと認められた。

ウ 施設敷地の借用について

1 1月末日現在における施設敷地の借用状況は，善行老人憩の家ほか 3件で，借用面積 1,601.07㎡となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，土地使用貸借契約書等を調査した結果，使用承認申請がなされていないものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

4 障がい福祉課

(1) 現金の取扱いは適切か

この課での取扱現金について2月12日に調査した結果，当日の取扱現金はなかった。

(2) 使用料の収入は適正か

1 1月末日現在における太陽の家体育館及び会議室等の使用料の収入状況は，調定額，収入済額ともに 320,260円となっている。

これらが「藤沢市太陽の家条例」等に基づき適正に収入されているかどうかについて，使用申請書，日計表，体育館使用料入金状況報告，収納金通知書，納入済通知書等を調査した結果，収入済額は適正なものとして認められた。

(3) 補助金の執行は適正か

1 1月末日現在における補助金の執行状況は，藤沢市地域活動支援センターⅢ型事業費補助金ほか 6件で，交付決定額 155,337,000円，支出済額 103,312,300円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，補助金交付申請書，同決定通知書（写），支出命令等を調査した結果，補助金交付要綱に定める対象経費の選定に誤りがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市太陽の家管理運営業務ほか 18件で、契約金額 408,438,947円、支出済額 277,002,392円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、11件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、支出済額は適正なものと認められた。

(5) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

1 1月末日現在におけるこの課が管理する施設は、太陽の家ほか 2施設となっている。

これらの施設の維持管理状況について、「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に管理されているかどうかについて、公有財産台帳等の調査をするとともに、2月12日に現地調査をした結果、適切なものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

1 1月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、太陽の家における放課後デイサービス事業ほか 3件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

ウ 施設敷地の借用について

1 1月末日現在における施設敷地の借用状況は、ふれあいセンター駐車場で、借用面積 500.87㎡となっている。

これが「藤沢市契約規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

5 生活援護課

識見監査委員によるヒアリングを実施した。

6 保健医療総務課

(1) 現金の取扱いは適切か

この課及びこの課が管理する施設での取扱現金について3月3日に大庭台墓園墓所承継申請書、納付書兼納入済通知書等と照合し実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 使用料及び手数料の収入は適正か

1 1月末日現在における使用料及び手数料の収入状況は、調定額 326,152,579円、収入済額 306,841,687円、収入未済額 19,310,892円となっている。

ア 調定額について

調定手続が「藤沢市財務規則」，「藤沢市斎場条例」，「藤沢市西富墓地条例」，「藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例」等（以下「条例等」という。）に基づき適正に執行されているかどうかについて，斎場使用許可申請書，西富墓地使用者台帳，火葬証明願，大庭台墓園墓所使用申込書，大庭台墓園使用返還届，使用許可証再交付申請書，墓所承継使用申請書等を調査するとともに，大庭台墓園管理料減免申請書等を調査した結果，適正なものと認められた。

イ 収入状況について

収入手続が条例等に基づき適正に執行されているかどうかについて，11月分の納付済通知書，収納金通知書，納入済通知書等を照合して調査した結果，適正なものと認められた。

ウ 還付について

墓地使用者が墓地を市に返還した場合又は重複納入等の誤納が生じた場合に，当該手数料を還付している。

11月末日現在における還付の状況は，還付総額 319,398円，還付済額 315,205円，未還付額 4,193円となっている。

これらが条例等に基づき適正に執行されているかどうかについて，大庭台墓園返還届，大庭台墓園使用料等還付申請書等を照合して調査した結果，適正なものと認められた。

(3) 補助金の執行は適正か

11月末日現在における補助金の執行状況は，休日・夜間急病診療所運営費補助金ほか 11件で，交付決定額 257,847,202円，支出済額 173,574,602円となっている。

これらが「藤沢市補助金交付規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，補助金交付申請書，同決定通知書（写），支出命令等を調査した結果，支出済額は適正に執行されているものと認められた。

(4) 委託料の執行は適正か

11月末日現在における委託料の執行状況は，藤沢市保健医療センター施設運営業務ほか 18件で，契約金額 321,848,177円（単価契約分を除く。），支出済額 201,912,769円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，13件を抽出して業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，再委託の承諾に係る手続がとられていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(5) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

11月末日現在におけるこの課が管理する施設は，大庭台墓園ほか 5施設となっている。

これら施設の維持管理状況について，公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は，次のとおりである。

(7) 公有財産台帳等の整備状況

公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果、適切なものと認められた。

(8) 現地調査

3月3日に現地調査をした結果、適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可等について

(7) 目的外使用許可

11月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は、保健医療センターにおける災害対応型自動販売機ほか17件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」、「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(8) 普通財産の貸付け

普通財産の貸付けは、公益財団法人藤沢市保健医療財団等に行っており、11月末日現在4件となっている。

これらが「藤沢市公有財産の交換等に関する条例」、「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、建物使用貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

(9) 普通財産の転貸について

公益財団法人藤沢市保健医療財団に貸し付けている保健医療センター1階部分について、清涼飲料水等自動販売機設置の目的で、一部が転貸されている。

これについて「藤沢市公有財産規則」等に基づき適切に執行されているかどうかについて、物件転貸承認申請書等を調査した結果、適切なものと認められた。

ウ 施設用地の借用について

11月末日現在における施設用地の借用状況は1件で、藤沢市西富墓地の面積3,942.00㎡となっている。

これが「藤沢市契約規則」等に基づき、適切に執行されているかどうかについて、土地賃貸借契約書等を調査した結果、適切なものと認められた。

7 保険年金課

(1) 現金の取扱いは適切か

この課での取扱現金について2月24日及び3月1日に納付書兼納入済通知書等と照合し実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 国民健康保険料の収入は適正か

11月末日現在における国民健康保険料の収入状況は、調定額14,112,904,903円、収入済

額 6,401,595,786円、収入未済額 7,711,309,117円となっている。

ア 調定額について

調定手続が藤沢市国民健康保険条例、藤沢市財務規則等（以下「条例等」という。）に基づき適正に執行されているかどうかについて、11月13日付け資格異動リストの75件について国民健康保険資格（取得・喪失・異動）届、住民異動届、国民健康保険被保険者台帳等を調査した結果、適正なものと認められた。

イ 収入状況について

収入手続が条例等に基づき適正に執行されているかどうかについて、11月16日収入日の納入済通知書254件を調査するとともに、日報書、収納金通知書等と照合して調査した結果、適正なものと認められた。

なお、収入未済額については平成26年度決算審査においても財政の健全化及び負担公平の原則からその縮減に向けて要望しているところであるが、引き続き努力をされたい。

ウ 還付について

被保険者の社会保険加入、市外への転出、所得更正等により国民健康保険料の過納又は誤納が生じた場合に、当該保険料を還付している。

11月末日現在における還付の状況は、還付総額87,096,110円、還付済額59,054,120円、未還付額28,041,990円となっている。

これらが条例等に基づき適正に執行されているかどうかについて、11月5日付け消込アンマッチリスト（還付37件）及び11月10日付け10月異動に伴う過納リスト（還付231件）を抽出して調査した結果、適正なものと認められた。

(3) 後期高齢者医療保険料の収入は適正か

11月末日現在における後期高齢者医療保険料の収入状況は、調定額4,247,046,382円、収入済額2,692,947,623円、収入未済額1,554,098,759円となっている。

ア 調定額について

調定手続が藤沢市財務規則等に基づき適正に執行されているかどうかについて、調定書、後期高齢調定収納集計表等を調査した結果、適正なものと認められた。

イ 収入状況について

収入手続が高齢者の医療の確保に関する法律、藤沢市財務規則等（以下「法律等」という。）に基づき適正に執行されているかどうかについて、11月16日収入日の納入済通知書98件を調査するとともに、日報書、収納金通知書等と照合して調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

なお、収入未済額については平成26年度決算審査においても財政の健全化及び負担公平の原則からその縮減に向けて要望しているところであるが、引き続き努力をされたい。

ウ 還付について

被保険者の死亡、市外への転出、所得更正等により後期高齢者医療保険料の過納又は誤納

が生じた場合に、当該保険料を還付している。

1 1月末日現在における還付済額は、38,003,210円となっている。

これらが法律等に基づき適正に執行されているかどうかについて、11月18日振込分のうち50件を抽出して後期高齢過誤納還付・充当処理結果表、後期高齢者保険料過誤納還付請求書等を調査した結果、適正なものと認められた。

(4) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、社会保障・税番号制度対応に伴う国民健康保険システム改修業務ほか19件で、契約金額117,085,764円（単価契約分を除く。）、支出済額254,486,235円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、18件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、再委託の承諾に係る手続がなされていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

8 健康増進課

(1) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、藤沢市健康増進事業業務ほか63件で、契約金額161,061,479円（単価契約分を除く。）、支出済額634,509,499円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、14件を抽出して業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、仕様書の整備が必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

9 地域保健課

(1) 現金の取扱いは適切か

この課での取扱現金について2月24日に医薬品販売業許可更新申請書等と照合し実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 医事関係許可申請手数料の収入は適正か

1 1月末日現在における医事関係許可申請手数料の収入状況は、調定額、収入済額ともに891,000円となっている。

これらの手数料が「藤沢市手数料条例」、「藤沢市財務規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、診療所開設許可申請書、構造設備使用許可申請書、収納金通知書、納付済通知書等を照合して調査した結果、収入済額は適正なものと認められた。

(3) 薬事関係許可申請手数料の収入は適正か

1 1月末日現在における薬事関係許可申請手数料の収入状況は、調定額、収入済額ともに

1,568,040円となっている。

これらの手数料が「藤沢市手数料条例」，「藤沢市財務規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて，許可申請書，許可更新申請書，収納金通知書，納付済通知書等を照合して調査した結果，収入済額は適正なものと認められた。

(4) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は，藤沢市保健所・南保健センター総合管理業務ほか 5件で，契約金額 64,197,288円（単価契約分を除き，長期継続契約については平成27年度分の契約金額），支出済額24,003,012円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，仕様書と設計内訳書の整合性がとれていないものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

（平成25年度以前に締結した長期継続契約で，同年度において調査済のものは調査対象から除外した。）

(5) 施設の管理は適切か

ア 施設の維持管理について

1 1月末日現在におけるこの課が管理する施設は，藤沢市保健所・南保健センターほか 1施設となっている。

これら施設の維持管理状況について，公有財産台帳等の調査及び現地調査をした結果は，次のとおりである。

(ア) 公有財産台帳等の整備状況

公有財産台帳（副本）等が「藤沢市公有財産規則」に基づき適切に整備されているかどうかについて調査した結果，適切なものと認められた。

(イ) 現地調査

2月24日に現地調査をした結果，適切に管理されているものと認められた。

イ 施設の目的外使用許可について

1 1月末日現在における行政財産の目的外使用許可の状況は，藤沢市保健所・南保健センターにおける藤沢食品衛生協会事務室ほか 4件となっている。

これらが「藤沢市公有財産規則」，「藤沢市行政財産の目的外使用に係る使用料条例」等に基づき適切に執行されているかどうかについて，行政財産使用許可申請書，行政財産目的外使用料減免申請書等を調査した結果は，次のとおりである。

(ア) 使用料が過少に積算されているものがあつたので，今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。

(イ) 使用料の調定処理に遅れがあるものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

10 保健予防課

(1) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、メンタルチェックシステム「こころの体温計」システム保守業務ほか 8件で、契約金額 1,355,508円（単価契約分を除き、長期継続契約については平成27年度分の契約金額とした。）、支出済額 3,498,663円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書、同契約書、同部分完了届、同部分完了検査調書、支出命令等を調査した結果、部分完了払いの内訳について見直しが必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

（平成25年度以前に締結した長期継続契約で、同年度において調査済のものは調査対象から除外した。）

11 生活衛生課

(1) 現金の取扱いは適切か

この課での取扱現金について3月2日に犬の登録申請書、食品及び環境衛生関係営業許可申請書、日報等と照合し実査した結果、現金残高は一致し、適切に管理されているものと認められた。

(2) 犬の登録等手数料の収入は適正か

1 1月末日現在における犬の登録等手数料の収入状況は、調定額、収入済額ともに 13,065,130円となっている。

これらの手数料が「藤沢市手数料条例」、「藤沢市財務規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて、犬の登録申請書、狂犬病予防注射済票交付（注射猶予）申出書、登録・狂犬病予防注射実施名簿、収納金通知書、納付済通知書等を照合して調査した結果、会計管理者口座への払込みが遅延しているものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(3) 食品衛生関係営業許可申請手数料の収入は適正か

1 1月末日現在における食品衛生関係営業許可申請手数料の収入状況は、調定額、収入済額ともに 7,568,700円となっている。

これらの手数料が「藤沢市手数料条例」、「藤沢市財務規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて7月分及び8月分を抽出し、営業許可申請書、収納金通知書、納付済通知書等を照合して調査した結果、会計管理者口座への払込みが遅延しているものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

(4) 委託料の執行は適正か

1 1月末日現在における委託料の執行状況は、犬の捕獲等業務ほか 4件で、契約金額

7,255,600円（単価契約分を除く。），支出済額 9,379,374円となっている。

これらが「藤沢市契約規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務委託契約執行決裁書，同契約書，同部分完了届，同部分完了検査調書，支出命令等を調査した結果，仕様書の整備が必要なものがあるなど事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので，今後の事務を執行するに当たり留意されたい。

12 衛生検査課

(1) 現金の取扱いは適切か

この課での取扱現金について2月23日に衛生検査依頼書，納付書兼納入済通知書等を照合し実査した結果，現金残高は一致し，適切に管理されているものと認められた。

(2) 細菌培養同定検査手数料の収入は適正か

11月末日現在における細菌培養同定検査手数料の収入状況は，調定額 949,000円，収入済額 927,250円となっている。

この手数料が「藤沢市手数料条例」，「藤沢市財務規則」等に基づき適正に収入されているかどうかについて，衛生検査依頼書，収納金通知書，納付済通知書等を照合して調査した結果，収入済額は適正なものと認められた。

13 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会

(1) 藤沢市からの受託業務について

11月末日現在におけるこの法人が市からの委託を受けて実施している業務は，藤沢市給食サービス事業業務ほか 15件で，契約金額 138,134,443円（単価契約分を除く。）となっている。

これらが「社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会経理規程」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，10件を抽出して業務委託契約書，仕様書，会計帳票等を調査した結果，業務の執行は適正なものと認められた。

(2) 老人福祉施設に係る指定管理者の業務について

11月末日現在におけるこの法人が市からの指定（指定期間2013年4月1日から2018年3月31日まで）を受けて実施している老人福祉施設に係る管理業務は，藤沢市老人福祉センター管理運営業務（やすらぎ荘，湘南なぎさ荘，こぶし荘）となっている。

これが「藤沢市老人福祉センター条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて，基本協定書，年度協定書，仕様書，収支計算書，業務報告書等を調査した結果，業務の執行は適正なものと認められた。

なお，2月12日に指定管理の対象施設を現地調査した結果，適切に管理されているものと認められた。また，同日に自動販売機での取扱現金を実査した結果，現金残高は入金仕訳帳（ジャーナル）の合計金額と一致し，適切に管理されているものと認められた。

14 社会福祉法人光友会

(1) 藤沢市太陽の家に係る指定管理者の業務について

1 1月末日現在におけるこの法人が市からの指定（指定期間2013年4月1日から2018年3月31日まで）を受けて実施している藤沢市太陽の家に係る管理業務は、藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）の管理運営業務となっている。

これが「藤沢市太陽の家（心身障がい者福祉センター）条例」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、基本協定書、年度協定書、仕様書、収支計算書、業務報告書等を調査した結果、業務の執行は適正なものと認められた。

なお、2月12日に指定管理の対象施設を現地調査した結果、適切に管理されているものと認められた。また、同日取扱現金について調査した結果、取扱現金はなかった。

15 公益財団法人藤沢市保健医療財団

(1) 藤沢市からの受託業務について

1 1月末日現在におけるこの法人が市からの委託を受けて実施している業務は、藤沢市保健医療センター施設運営業務ほか12件で、契約金額207,921,405円（単価契約分を除く。）となっている。

これらが「公益財団法人藤沢市保健医療財団契約処理規程」、「公益財団法人藤沢市保健医療財団文書取扱規則」等に基づき適正に執行されているかどうかについて、業務受託契約執行決裁書、同契約書、調定決裁書、収入決裁書等を調査した結果、再委託の業者選定において、公益財団法人藤沢市保健医療財団契約処理規程に適合していないものがあるなど、事務処理の一部に検討を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり留意されたい。